

平成26年度横浜市子ども・子育て会議第2回保育・教育部会 第29期横浜市児童福祉審議会 第3回保育部会 合同会議 会議録	
日 時	平成26年5月9日（金）9時～12時
開催場所	松村ビル本館 マツ・ムラホール
出席者	増田部会長、神長委員、岸井委員、木元委員、佐野委員、納米委員、米田委員、渡辺委員
欠席者	山本副部会長、長谷山委員
開催形態	公開（傍聴者2人）
議 題	<p><議題></p> <p>(1) 子ども・子育て会議等での条例案（保育・教育関係）にかかる意見聴取について</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について【子ども・子育て会議】</p> <p>イ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について【児童福祉審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総論 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業
<p><議事></p> <p>(1) 子ども・子育て会議等での条例案（保育・教育関係）にかかる意見聴取について</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について（事務局）資料に基づき説明</p> <p>（神長委員）調理室のことについて「必要な調理機能を有する設備」というのは、どのくらいを想定しながら「必要な」というふうに使われているのか。また、乳児室の面積について「当分の間」という表記は、具体的な期限がないというふうに解釈していいのか。</p> <p>（事務局）調理機能については国の基準の中で加熱、あるいは保存等の調理機能となっているので、単に外部搬入を受けてそのままという形ではなくて、その場所で加熱等ができるような機能を備えるということで想定している。</p> <p>それから、「当分の間」という表記については、年限を細かく区切ると定員との関係も出てくるので、細かい年限まで定めるのは今のところは難しいと思っている。</p> <p>（神長委員）要望なのだが、年限を定めるというのはもちろん難しいから当分の間というふうに言っているのは十分わかりつつも、その年限を目指す、努めるというニュアンスは盛り込めればと思う。</p> <p>（木元委員）給食施設のことで、もし幼保連携型認定こども園に移行するならば、外部搬入をすることにした場合、開設している日については全て外部搬入の給食を設定しなければいけないという考え方なのか。</p> <p>（事務局）原則、自園調理だが、外部搬入を可とするという、その要件の整理ということで、詳細については追って御相談させていただきたいと思う。基本的には2号認定子どもについては現行の保育所と同じ扱いとなるので、原則、給食を提供していただくことになる。ただ、例えば行事とか遠足というようなきまで全部給食かという現実的ではないので、状況に応じた対応をしていただくことになろうかと思う。</p> <p>（岸井委員）給食にするのかお弁当にするのかということは、それぞれの施設長の先生、園長先生、理事長先生が御自分の保育哲学・教育哲学に基づいてちゃんと示していただき、運営に反映させていただける、いわゆる保育園のおさんは給食を提供せねばならないということだけで終わらないで、多様性を保証するような基準にしてほしいと思う。</p> <p>（増田部会長）岸井委員がおっしゃった多様性、このところは非常に重要なところで、今回のこの大きな流れの中で、やはり常にこの多様性というものに配慮を、そして、そのことが可能になるようなニュアンスが盛り込まれることが大事であるかなと思う。</p>	

イ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

<総論>

(事務局) 資料に基づき説明

(納米委員) 家庭保育福祉員は今まで連携施設で代替保育という考え方はなく、それぞれの福祉員さんが補助員と連携しながらお子さんをお預かりしていたと思うのだが、連携施設等で代替保育をということになったときに、今の補助員の体制でやってきたことは何か変わるのか。

(事務局) 現在の段階で特に変える予定はない。今後もできるだけ複数体制ができるような形で、なおかつ代替保育等についてもできるだけ複数体制がよいとは思っている。

(岸井委員) 「集団保育を体験させる機会の設定」というのは、今、公立保育所がやっていらっしゃるので、具体的にどういふふうな集団保育の体験をなさっているのか、教えていただきたい。

(事務局) 例えば、クッキングの体験等を行っていると聞いている。また、運動会と一緒に参加している保育所もある。その他、日常の保育の中で一緒に保育を受けている状態も聞いている。

(米田委員) 単に集団になじむということだけではない、安全の確保という意味でも、どこと連携をして、緊急時にどういふ体制をつくるかというのは重要であると思っているが、保育内容の支援の連携に関して、小規模園のほうで連携施設を選べる仕組みなのか。自動的に、立地によって連携施設が設定されることになるのか。

(事務局) 連携する相手方との協定という形で話をした上で、施設側のほうからここと連携すると決めていただく仕組みとなっている。

(岸井委員) そのときに、極端な話ではあるが、保育観や教育観が異なるということで拒否権はあるのか。

(事務局) 連携する施設と相談をしたうえで連携先を決定するという想定なので、相談をした結果、当所と全く合わないということであれば、その段階でまず、委員がおっしゃるような拒否という考え方は成り立つかなと思っている。

委員がおっしゃったように、保育観、教育観が共通しないとなかなか成立しにくいであろうと私どもも思っている。そういう意味では、単にお任せするというのではなくて、何らかの結びつく方策を考えなくてはいけないし、そこは大きな課題であろうと認識している。

(増田部会長) この事業は3歳未満児の子どもたちの保育なので、その際に「集団保育を体験させる」という言葉が出たときに、保育の中で「させる」「してもらう」という言葉をできる限り、可能な限り避けていただきたい。また、小規模でかつ家庭的な中で保育をするということは意味があるけれども、密室化された中でのさまざまな課題もある。

それから、様々な保育、育ちの環境を考えるときには、安心していつでも連携先の保育園に行かれる、声をかけられるという、その確保はとても重要であると思うのだが、それがちょっと間違った捉え方をすると、みんなで一緒になってやるのがあたかも子どもにとっても、それから、家庭福祉員等にとっても、質の高い子育て保育という捉え方になってしまい、やはり本来のものから違うものになる危険性もはらんでいると思う。

<家庭的保育事業>

(事務局) 資料に基づき説明

(岸井委員) 屋外の遊戯場のことだが、場所的に近くに遊技場があるということだけではなく、その機能を果たせるかどうかをチェックすることが求められるのではないかと思う。

(納米委員) 同じく屋外の遊技場について、遊技場と指定した場合、指定した旨を公園の管理者や、施設の管理者に連絡をする想定なのか

(事務局) 公園という考え方では、公園法によると、公園は基本的には24時間365日、誰でも利用できるというのが法律上の公園の前提なので、そういう意味では連絡を求めている。施設の一部については、施設管理者に当然確認なり了承なりというものが必要になってくるとは思っている。岸井委員の意見とつながるが、それぞれの園がそれぞれの運用の中でどこの公園を使うかというところをどうやって把握していくのかということもあわせて、課題だと認識している。

(事務局) 補足させていただくと、今、屋外遊戯場で認められているのは、神社の境内というものもある。そういう神社の所有のものに関しては、やはり承諾をもらっている状況にある。

(納米委員) 少なくとも屋外遊技場として施設の一部を指定される場合には施設管理者に連絡をすることと、

施設内での事故も起こりうることから、安全面について保育事業者と施設管理者が話をする機会を設けた方が良いと思う。

(増田部会長) 意見を考慮していただきながら、実効性がある、本当に子どもたちが使用することのできる基準にいただき、これもルールばかりつくってしまうと、それこそ取り組まないでおうということになるおそれもあるので、配慮しながら基準作成をお願いしたいと思う。

<小規模保育事業>

(事務局) 資料に基づき説明

(木元委員) 小規模保育事業というものは横浜保育室からの移行が想定されるということだが、小規模保育事業の定員は19名である。現在その定員以上に預かっている横浜保育室については、経過措置で少し時間的な余裕を持たせて、定員19名以内にアジャストしていくような方向性なのか。

(事務局) 横浜保育室については、5年間の中で移行支援という形で、移行支援事業を実施している。移行の仕方としては、小規模保育事業への移行の仕方もあるし、認可保育所へ移行するということもある。

ただ、認可保育所に移行していくとなれば、園庭の問題など様々な設備上の問題も出てくるので、そうした部分も含めて、移行期間を設けて移行支援をしていこうと考えているところである。

(米田委員) 横浜保育室等の意向の聞き取りをしていると思うが、新制度に移るに当たって、続けられなくなるところが出てくるのではないかと心配している。今、把握している範囲で続けられないと言っている施設がどのくらいあるのか。

(事務局) もともと横浜保育室は横浜市の施策として担っていただいている経過もあるので、そういったことも踏まえ、横浜市としてはできるだけ給付の施設に移行していただきたいということを第一に考えている。しかし、どうしても移行できない場合もあり得るので、引き続き保育資源として担っていただけるような方策についても十分配慮しながら、移行について支援を進めていくというスタンスである。

(米田委員) 横浜市独自の施策が出てくるのがどのくらい現場の方たちに伝わっているのか。

(事務局) 個別の相談で対応させていただいている部分もあるが、今までに例えば認可保育所・幼稚園、あるいは横浜保育室という形で、類型ごとに2回ほど事業者説明会というものを実施している。

(増田部会長) 横浜は施設の数も大変多い中で、おそらく市がそういった説明会等の呼びかけをしても、全施設が出席するという事はなかなか難しいのであろうと思う。その出席できない施設にいろいろな課題がある場合も想定されるので、できるだけ、移行支援についての周知は細やかな、特に欠席なさる施設へも声が届くような方法でぜひ今後やっていただければと思う。

以上の内容を含めて、次回、また資料等をお出しいただきたい。

配布資料	資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第29期横浜市児童福祉審議会保育部会委員名簿 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第29期横浜市児童福祉審議会保育部会事務局名簿 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例 資料4 横浜市児童福祉審議会条例 資料5 子ども・子育て会議等での条例案(保育・教育関係)にかかる意見聴取について 資料6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について 資料7 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について
特記事項	なし